

特定地域型保育事業者に係る行政処分について

市内認可保育施設である特定地域型保育事業所「加古川しらさぎ保育園」を運営する株式会社ハウスインフォについて、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第 52 条第 1 項に基づき、確認の一部効力の停止（12 カ月間の新規利用者受入停止）の行政処分を実施するとともに、不正に受領した給付費等について、法第 12 条第 2 項に基づく加算金を含めた額を返還するよう求めた。

1 処分を行う事業者・事業所の概要

(1) 対象事業者

名称	株式会社ハウスインフォ
代表者名	代表取締役 福永 義正
所在地	姫路市山田町多田 1601 番地

(2) 対象事業所

名称	加古川しらさぎ保育園
類型	小規模保育事業 A 型
所在地	加古川市加古川町河原 240-1
事業開始年月	令和 2 年 4 月
定員	19 人
在籍園児数	15 人（令和 6 年 9 月 1 日現在） （内訳：0 歳児 3 人、1 歳児 6 人、2 歳児 6 人）

2 処分の概要

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 処分の内容 | 確認の一部効力の停止（12 カ月間の新規利用者受入停止） |
| (2) 処分日 | 令和 6 年 9 月 30 日（月） |
| (3) 処分の効力発生日 | 令和 6 年 10 月 1 日（火） |

3 これまでの経緯

令和 6 年 3 月 13 日（水）	関係機関から不適切運営について情報提供
令和 6 年 3 月から	書類審査、関係者からの聴取等
令和 6 年 5 月 16 日（木）	子ども・子育て支援法等に基づく特別指導監査実施
令和 6 年 8 月 27 日（火）	行政手続法に基づく弁明通知書交付
令和 6 年 9 月 30 日（月）	行政処分
令和 6 年 10 月 1 日（火）	効力発生日（適用期間 10 月 1 日～翌年 9 月 30 日）

4 処分理由及び根拠法令

(1) 管理者設置にかかる給付費の不正請求（法第 52 条第 1 項第 4 号）

管理者である園長が、開園当初の令和 2 年 4 月から令和 6 年 5 月までの間（50 カ月間）、他の企業主導型保育事業所の園長を兼務し、開園時間中に常時勤務して運営管理業務に専従していなかった。しかしながら、専従の管理者を設置しているとの虚偽の申請を行い、管理者未設置による減算調整要件に該当するにもかかわらず、減額調整を行っていない給付費を不正に請求、受領した。

(2) 処遇改善等加算の不正請求（法第 52 条第 1 項第 4 号）

処遇改善等加算は、本来保育士の待遇等を改善するために支給しているが、令和 4 年度に賃金規程の改定により一部職員の基本給を著しく減額するなど、基準年度の令和 3 年度と比較して職員の賃金水準を低下させ、要件を満たしていないにもかかわらず、処遇改善等加算を不正に請求し、受領した。

また、令和 5 年度の処遇改善等加算について、賃金水準が改善されず不正な状態が継続したまま、不正に請求し、受領した。

(3) 処遇改善臨時特例事業補助金の不正請求（法第 52 条第 1 項第 9 号）

処遇改善臨時特例事業補助金は、本来保育士の待遇等を改善するために支給しているが、令和 4 年度に賃金規程の改定により一部職員の基本給を著しく減額するなど、基準年度の令和 3 年度と比較して職員の賃金水準を低下させ、要件を満たしていないにもかかわらず、処遇改善臨時特例事業補助金（令和 4 年 4 月～9 月分）を不正に請求し、受領した。

(4) 管理者の配置に係る不正又は著しく不当な行為（法第 52 条第 1 項第 9 号）

管理者である園長が、開園当初の令和 2 年 4 月から令和 6 年 5 月までの間（50 カ月間）、他の企業主導型保育事業所の園長を兼務し、開園時間中に常時勤務して運営管理業務に専従していなかった。しかしながら、常勤勤務であるとの虚偽の報告を行うとともに、実際の出退勤時間を記録せず、実態と異なる勤務実績表の作成を行う等、虚偽の報告をした。

(5) 常勤保育士 1 名の配置に係る不正又は著しく不当な行為（法第 52 条第 1 項第 9 号）

常勤保育士 1 名が、令和 4 年度及び令和 5 年度の 2 年間、他の企業主導型保育事業等の業務を兼務し、開園時間中に常時保育業務に従事していなかったにもかかわらず、月 160 時間の常勤勤務であるとの虚偽の報告を行うとともに、実際の出退勤時間を記録せず、実態と異なる勤務実績表の作成を行う等、虚偽の報告をした。

なお、職員の配置基準は満たしている。

5 不正請求に係る返還金

返還請求額 37,452,112 円（加算金含む）

	給付費（公定価格）		補助金	加算金
	管理者減算	処遇改善等加算	臨時特例	
令和 2 年度	4,249,430			
令和 3 年度	3,875,750			
令和 4 年度	4,397,120	5,648,800	646,260	2,449,156
令和 5 年度	4,326,300	6,597,560		4,369,544
令和 6 年度（4・5 月）	637,280			254,912
小 計	17,485,880	12,246,360	646,260	7,073,612
合 計	37,452,112			